

国住街第172号
令和6年3月29日

各都道府県
建築行政主務部長 あて

国土交通省 住宅局 市街地建築課長
(公印省略)

総合設計制度における電気自動車等用充電設備の設置促進について（技術的助言）

電気自動車等用充電設備（※1）の整備については、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（2021年6月改定）（別添1）において、「公共用の急速充電器3万基を含む充電インフラを15万基設置（遅くとも2030年までにガソリン車並の利便性を実現）」等が目標とされていることを踏まえ、「規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）」において、「集合住宅における充電スペースに係る建築基準法の総合設計制度上の扱いの合理化」について「令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置」することとされた（別添2）。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第59条の2等に基づくいわゆる総合設計制度については、「総合設計許可準則」（昭和46年9月1日付け住街発第48号。最終改正：令和3年12月20日付け国住街第186号。以下同じ。）を定め、許可の運用に当たって参考となる基準等を示してきたところであるが、これらの状況を踏まえ、地域の実情に応じて、新築の共同住宅等及び許可を受けた既存の共同住宅等において電気自動車等用充電設備の設置を促進するための許可の運用に当たっての考え方を下記のとおり通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

記

1. 新築の共同住宅等における対応

（1）新築の共同住宅における対応

総合設計許可準則では、法第52条第1項から第9項までの規定による容積率（以下「基準容積率」という。）に係る許可（容積率の割増し）の基準として、第2第1項（7）②において、「共同住宅については、必要な自動車車庫を確保し、併せて敷地内空地を居住者のコミュニティ形成の場として活用される等により質の高いもの

とするため、地下に設ける附属自動車車庫の部分」に対して、一定の範囲内で「特別の容積率の割増しを行うことができる」ものとされている。

新築の共同住宅において、地域の実情に応じて電気自動車等用充電設備の整備を促進するためには、「地下に設ける附属自動車車庫」について特別な容積率の割増しを行う要件として、以下のいずれか又は両方の要件を設けることが考えられる。

- ① 「地下に設ける附属自動車車庫」を含む共同住宅の駐車場（容積率の割増しの対象でない自動車車庫や屋外駐車場を含む。以下（１）において同じ。）において、一定数又は一定割合以上の駐車区画で電気自動車等用充電器（※２）を整備すること
- ② 「地下に設ける附属自動車車庫」を含む共同住宅の駐車場において、追加的に電気自動車等用充電器の設置が可能となるよう、一定数又は一定割合以上の駐車区画で配管設備等（※３）を整備すること

なお、いずれの要件も、やむを得ない事情により電気自動車等用充電設備を設置できない場合に限り設置を免除する規定を設けることが考えられる。

また、「地下に設ける附属自動車車庫」について容積率の割増しを行わない共同住宅においても、総合設計制度を活用するための要件として、当該共同住宅の駐車場において同様の整備を求めることも考えられる。

（２）新築の共同住宅以外の建築物における対応

総合設計許可準則では、基準容積率に係る許可（容積率の割増し）の基準として、第２第１項（７）①において、「都市の適切な高度利用及び敷地内空地の確保と併せて、周辺の路上駐車を解消し、市街地環境の整備改善と道路交通の改善を図るため、まとまった規模の一般の公共の用に供される自動車車庫を設置する建築物を建築する場合にあっては、この自動車車庫の部分」に対して、一定の範囲内で「特別の容積率の割増しを行うことができる」ものとされている。

新築の共同住宅以外の建築物において、地域の実情に応じて電気自動車等用充電設備の整備を促進するためには、「一般の公共の用に供される自動車車庫」について特別な容積率の割増しを行う要件や総合設計制度を活用するための要件として、１．（１）と同様の要件を設けることが考えられる。

２．既存の共同住宅等における対応

（１）既存の共同住宅における対応

法第 59 条の 2 第 1 項等に基づく許可を受けた既存の共同住宅において、当該共同住宅における既存の駐車場への電気自動車等用充電設備の設置を促進することが必要である。一方で、既存の駐車場が機械式駐車場である場合、現時点では、電気自動車等用充電設備を設置することが技術的に困難となっている。また、当該共同住宅の敷地が公開空地等（「総合設計許可準則に関する技術基準」（昭和 46 年 9 月 1

日付け住街発第 49 号。最終改正：令和 3 年 12 月 20 日付け国住街第 186 号) 第 1 第 2 項 (3) ①に規定する「公開空地等」をいう。以下同じ。) となっている場合も、電気自動車等用充電設備を設けた駐車場の整備が困難となっている。

このため、多類型の機械式駐車場へ設置可能な電気自動車等用充電器及び機械式駐車場に係る設備の技術進展や設置費用等の低廉化までの暫定的な措置として、そのような場合に限り、歩道状公開空地（「総合設計許可準則に関する技術基準」第 1 第 2 項 (3) ①イに規定する「歩道状公開空地」をいう。）を除く公開空地等の一部について、総合設計許可準則第 2 第 1 項 (7) で一定の要件を満たす自動車車庫が特別な容積率の割増し対象となっていることも踏まえ、以下の点を留意の上、電気自動車等用充電設備を設置する電気自動車等用の駐車区画としての一時占用を許容することが考えられる。

- ① 占用に当たっては、特定行政庁への申請及び承認を要することとするなど、制度の実行性を担保するための手続きを設けること
- ② 占用部分の配置計画及び動線計画については、占用部分以外の公開空地等の本来の機能を阻害しないことに加え、交通安全上の支障がないものとする

(2) 既存の共同住宅以外の建築物における対応

法第 59 条の 2 第 1 項に基づく許可を受けた共同住宅以外の既存の建築物においても、既存建築物における既存の駐車場への電気自動車等用充電設備の設置を促進することが必要である。これらの建築物においても、2. (1) と同様の場合には、同様の対応を行うことも考えられる。

3. その他

本通知は、総合設計制度における電気自動車等用充電設備の設置を促進するための許可の運用について、想定される一般的な考え方を示すものであるので、地域の実情を踏まえて電気自動車等用充電設備の設置を促進するため、これによらず対応することを妨げるものではない。

- ※ 1 「電気自動車等用充電設備」とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下、「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、以下 (1) から (5) までの掲げるものをいう。
- ※ 2 「電気自動車等用充電器」とは、「電気自動車等用充電設備」のうち、以下 (1) から (4) までの掲げるものをいう。
- ※ 3 「配管設備等」とは、「電気自動車等用充電設備」のうち、以下 (5) に掲げるものをいう。

(1) 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(2) 普通充電設備（ケーブル付普通充電器）

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(3) 普通充電設備（コンセントタイプ）

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口。

(4) V2H充放電設備

電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2HDC 版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。

(5) 配管設備等

集合住宅における受電設備から電気自動車等用充電設備まで電気を供給するための配管設備等。

なお、「電気自動車等用充電設備」の設置方法には、電気自動車等を所有する居住者が専用使用する駐車場に充電設備を設置する方法や、空いている駐車場に共用の充電設備を設置する方法など、様々な方法があるが、本通知における「電気自動車等用充電設備」は、設置方法を問わないこととする。